

# 青森市ひとり親家庭等 日常生活支援事業

青森市内に在住のひとり親家庭等のかたで、

- ・ 転勤、出張などのお仕事の都合
- ・ 技能習得のための通学、就職活動
- ・ 冠婚葬祭、学校行事への参加
- ・ 疾病、出産、看護、介護、事故、災害



などにより、

- ・ 乳幼児の保育、食事の世話
- ・ 住居の掃除、生活必需品等の買物
- ・ 医療機関等との連絡



など、一時的に身の回りのことでお困りの場合に、

## 家庭生活支援員が支援を行っています。

利用には要件がありますので、詳しくは、事前に子育て支援課にお問合せ  
ください。ご家庭や生活の状況をお伺いさせていただきます。

※事前のご相談の結果、利用の要件に該当しない場合がございます。

※受付状況や時間帯によっては、ご希望の日時にご利用できない場合がございます。

### 【利用者負担】

- ① 市民税非課税世帯、児童扶養手当受給水準世帯、生活保護受給世帯のかた…無料
- ② ①以外の世帯のかた…〔生活援助〕一時間 300 円／〔子育て支援〕一時間 150 円

※利用されるかたのご自宅での子育て支援は生活援助として取り扱います。

※最小利用時間は一時間からです。

※未婚のひとり親家庭の場合は、婚姻歴がなくても婚姻歴のあるひとり親家庭と同等の負担となるよう「みなし寡婦控除」を適用して算定します。

### 家庭生活支援員とは？

ホームヘルパー3級以上の資格を持つかた、介護福祉士や社会福祉士のかた、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修を修了したかた、保育士等の資格を持つかたです。  
ご希望の日時や、お住まいの地域などにより、最適と思われるかたを派遣いたします。

### 【 お問合せ先 】

〒030-0801 青森市新町1-3-7（駅前庁舎2階）

青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センター（電話 017-734-5817）

青森市福祉部子育て支援課（電話 017-734-5334）



青森市ホームページ  
もご覧ください。